

西 宮 市 技 能 功 労 者 表 彰 要 綱

(目的)

第1条 この表彰は、永らく同一の職種に専念し、優れた技能をもって社会に貢献した人々の功績をたたえるとともに、中小企業に働く技能者の社会的地位及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類等)

第2条 この表彰の種類及び人数は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 技能功労賞 (以下「功労賞」という。)
- (2) 技能功労栄誉賞 (以下「栄誉賞」という。)

(功労賞表彰対象者)

第3条 功労賞の表彰対象者は、次の各号の全てに該当する者（以下「功労賞対象者」という。）

- (1) 現在も引き続き 10 年以上西宮市内に在住又は在勤している者
- (2) 極めて優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる者
- (3) 同一の職種における経験が 25 年以上あり、中小企業に従事する者（当該経験に基づく技能の大部分が大企業又は官公庁において得た者を除く。）
- (4) 現在も引き続きその職に従事し、その職種において指導的立場にある者
- (5) 各業種団体（事業所を含む。以下同じ。）若しくは西宮商工会議所からの推薦が得られる者又は市長が特に推薦する者
- (6) 過去にこの要綱により表彰されたことがない者
- (7) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号）第 2 条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない者

(栄誉賞表彰対象者)

第4条 栄誉賞の表彰対象者は、栄誉賞にふさわしい功績を有し、かつ、過去に功労賞を受賞した者のうち第3条第1号から第4号及び第7号の全てに該当する者で、各業種団体若しくは西宮商工会議所からの推薦が得られる者又は市長が特に推薦する者（以下「栄誉賞対象者」という。）とする。

2 前項にいう栄誉賞にふさわしい功績とは次のいずれかをいう。

- (1) 技能又は製品等を競う全国大会等において優秀な成績を修めた者
- (2) 重要な製作物又は建造物等を完成、改善若しくは修理等を行うことにより顕著な功績を残した者

- (1) 伝統的技法等他に類をみない技能を有すると認められる者

(表彰対象職種の範囲)

第5条 表彰の対象となる職種は別表を参考とし、兵庫県の技能表彰制度の職業部門、職業分類及び職種一覧表（例示）に準ずる。ただし、市長が適当と認めた場合はこの限りでない。

(推薦方法)

第6条 第3条第5号及び第4条第1項第2号に規定する推薦は文書をもって行うものとし、栄誉対象者の推薦は第4条第1項第2号に該当する者に限る。

(選考方法)

第7条 功労賞及び栄誉賞の被表彰者は、西宮市産業文化局の審査に基づき、市長が決定する。

2 次の各号により推薦された被表彰者の選考を行うものとする。

(1) 功労賞 第6条の規定により推薦された功労賞対象者について書類審査を行う。

(2) 栄誉賞 第6条の規定により推薦された栄誉賞対象者及び功労賞の被表彰者に選考された者について書類審査を行う。

3 前項の書類審査を補完するため、実施調査を行うことができる。

4 栄誉賞の被表彰者は、併せて功労賞の被表彰者になることはできない。

(表彰)

第8条 市長は、この表彰を勤労感謝祭行事の一環として行う。

2 市長は、被表彰者に表彰状又は盾及び記念品を贈る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年7月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

対 象 職 種 (例示)

<金属> 製銑、製鋼、鋳物、金属熱処理、金属工作機械、板金、金属プレス、鉄工、金属研磨、金属彫刻、金属製品製造、金属加工、金属溶接・溶断・めつき 等	<窯業> 窯業原料、窯業製品検査、ガラス製品成形・加工、陶磁器製造・画工、絵付仕上、セメント製造、煉瓦・瓦類製造、石灰・石灰製品製造 等
<機械> 一般機械組立・修理・検査、時計組立・修理、計器組立・修理、光学機械器具組立・修理 等	<化学> 化学、化学繊維、油脂加工、医薬品・化粧品製造 等
<電気> 発電機・電動機組立・修理、配電・制御装置組立・修理、電気通信機械器具組立・修理、半導体製品製造、電子機器部品製造、送電線・配電線・通信線架線、電気通信設備、電気工事作業者 等	<ゴム・プラスチック> ゴム製造、ゴム製品製造、タイヤ製造・修理、プラスチック製品成形・加工、ゴム・プラスチック製品検査工 等
<輸送用機械> 自動車組立、自動車整備・修理・板金、自転車組立・修理、輸送用機械器具検査 等	<パルプ・紙> パルプ、紙料、紙機械すき、紙手すき、加工紙製造、紙器製造、紙製品製造、紙裁断 等
<定置機関・機械運転> 汽かん土、クレーン・巻上機運転、ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転 等	<印刷・製本> 文字組版、製版、印刷、印刷物光沢加工、製本 等
<繊維> 染色、編物、精紡、合糸、織布、精練・漂白、編物、綱・網製造、帽子製造、ミシン縫製、刺しゅう、寝具製造 等	<農業> 植木、造園、園芸装飾 等
<衣服> 婦人・子供服仕立、紳士服仕立、和服仕立 等	<木・竹・草・つる> 製材、チップ製造、木工、木製家具・建具製造、木製桶・樽製造、曲物製造、木彫、木・竹・草・つる製品検査 等
<生活衛生サービス> 理容、美容、ネイリスト、クリーニング、洗張 等	<かわ・かわ製品> 製革、靴製造・修理、かわ裁断、かわ縫製、かわ縫製 等
<装身具等身の回り品製造> 鞄・袋物、玩具、楽器、模型・模造品、和傘、洋傘、提灯、団扇、ほうき・ブラシ、漆器、貴金属・宝石細工、印判師、下駄、筆記用具、フラワー装飾 等	<食料品> 麵類製造、パン・菓子製造、豆腐・こんにゃく製造、缶詰・瓶詰・レトルト食品製造、乳・乳製品製造、水産物加工、食肉加工品製造、惣菜類調製、食料品検査 等
<建設> 大工、型枠、鉄筋、とび、れんが積、タイル張、ブロック積、左官、配管、建設用機械運転、建築設計 等	<食品原料> 精穀、製粉、製糖、味噌・醤油製造、動植物油脂製造、調味料製造、酵母・麹製造、食品原料検査 等
<土木> 土木・舗装作業、鉄道線路工事作業 等	<飲料・たばこ> 製茶、酒類製造、清涼飲料製造、たばこ製造、コーヒー豆焙煎、粉末飲料製造、氷菓製造、飲料・たばこ検査 等
<採鉱・碎石> 採鉱、石切出作業、じやり・砂・粘土 採取作業、ダム・トンネル掘削 等	<飲食物調理> 調理人(日本料理、西洋料理、中華料理など)、バーテンダー、給食調理人 等
<土石> 石割、石切、石研磨、石彫、石工、石細工 等	<その他の技能工> 画工、広告美術、映写技士、製図、写図、現図、包装、表具師、塗装、畳、内装仕上、写真 等
	<その他> グラフィックデザイナー、ウェブデザイナー、アニメーター 等